

不 大阪市民のみなさんへ ヤングケアラーを支える社会をめざして

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

※この記事は5月12日現在のものです、変更となる場合があります。

ワクチン接種のお知らせ **接種費用 無料**

▶追加接種(4回目)について

3回目接種から5か月以上経過した18歳以上の方に順次接種券をお送りしていますが、**接種対象者は下記①②の方のみです**。対象の方は接種券が届き次第、取扱医療機関や集団接種会場で接種できますので、希望される方はご予約ください。

接種対象者 ※①②以外の方は接種できません。

- ① 60歳以上の方
- ② 18歳以上で基礎疾患をお持ちの方など

追加接種(4回目)のご案内



▶追加接種(3回目)について

2回目接種から5か月以上経過した12歳以上の方を対象に追加接種(3回目)を行っています。追加接種(3回目)は、追加接種を受けなかった場合と比較して、感染や重症化のリスクを下げる効果があります。ご自身の健康だけでなく、家族、友人や同僚などを守ることにつながりますので積極的に接種をご検討ください。

武田社ワクチン(ノババックス)の接種について

新たに武田社ワクチン(ノババックス)の接種を行っています。接種対象者やワクチンの効果・副反応など詳細については、大阪市ホームページ等でお知らせしていますのでご確認ください。

※接種券の発送スケジュールなど詳しくは大阪市ホームページやLINEでお知らせしていますのでご確認ください。

問い合わせ▶大阪市新型コロナワクチンコールセンター(受付時間:9:00~21:00 土日祝含む)

☎0570-065670 または6377-5670 FAX0570-056769



ワクチン接種についての最新情報はこちら



感染症拡大防止のためのお願い ワクチン接種後も引き続き基本的な感染予防に努めていただきますようお願いします。



すき間なくマスクをしましょう
できるだけ不織布マスクを



うつらない、うつさないために1つの密でも避けましょう



手洗いを徹底しましょう

問い合わせ▶大阪市新型コロナ一般相談センター(受付時間:8:00~22:00 土日祝含む) ☎0120-911-585 FAX4967-1976

くらし

マイナンバーカードの申請はお早めに!

顔写真付きの本人確認書類として使えるほか、コンビニでの住民票の写しや課税証明書の取得などにも利用でき大変便利です。今ならマイナポイントがもらえて大変お得!

便利でお得! マイナンバーカードがあればこんなことができます



各種証明書がコンビニで取得できます

土日祝、早朝や深夜にも取得でき、手数料が100円お得です。



行政手続きのオンライン申請等に使えます

住民票の写しの交付請求や児童手当関係の手続きなどができます。

健康保険証として使えます

今までに使った薬の情報や特定健診情報が医師と共有でき、より適切な医療が受けられます。



※事前にマイナポータルで健康保険証利用の申し込みが必要



マイナポイントの申し込みをすると、一人あたり最大20,000円分のマイナポイントがもらえます!

既にマイナンバーカードをお持ちの方や、9月末までにカードの申請をした方が対象です。

マイナポイントは、対応スマホや各区役所に設置している特設ブースで申し込みできます。開始時期など詳しくは大阪市ホームページをご覧ください。

問い合わせ▶マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178 FAX0120-601-785

マイナポイント特設ブース運営事務局(区役所でのマイナポイント申し込みに関すること) ☎6260-4333 FAX6260-4334 (平日9:30~17:00)

子ども・教育

ご存じですか? ヤングケアラー

vol.1 あなたのまわりに「ヤングケアラー」はいませんか?

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。家事や家族の世話などに時間を費やすことにより、「友達と遊ぶ時間や勉強する時間を確保できない」、「学校に遅刻する」、「学校に行けない」など、子どもらしく過ごせていない可能性があります。

各区役所に ヤングケアラー相談窓口を設置しています

「自分はヤングケアラーかもしれない」「近くにヤングケアラーではないかと気になる子どもがいる」という方は、一人で悩まず、相談・連絡してください。



▲各区役所の相談窓口はこちら

ヤングケアラーはたとえばこんな子どもたちです



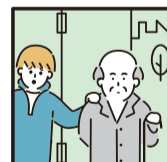
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話をしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

問い合わせ▶こども青少年局企画課 ☎6208-8337 FAX6202-7020